

消費者基本計画工程表 素案に関する意見

2020年5月28日

全大阪消費者団体連絡会

	施策番号	ページ	意見
1.	(全般) 工程表の記述について		各施策の【今後の取組予定】は、5か年の取組内容について年度ごとに記載されていない項目がほとんどです。取組内容を年度ごとに記載し、メリハリのある取組みとしてください。また、年度をまたいで取り組むものについては、別途分けて記載するなど、より分かりやすく具体的に示してください。
2.	I(1)①事故の未然防止のための取組 ア 身近な化学製品等に関する理解促進	1	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」の請求部数や「化学物質アドバイザーの派遣回数」に係る KPI の目標数値を具体的に示してください。
3.	I(1)①事故の未然防止のための取組 エ. 子供の不慮の事故を防止するための取組	4	KPI が Twitter のフォロワー数やメール登録者数になっていますが、具体的な目標数値が示されていません。数値目標を持って取り組むべきと考えます。
4.	I(1)①事故の未然防止のための取組 エ. 子供の不慮の事故を防止するための取組	4	①子どもの不慮の事故を繰り返さないためにも、事故を詳細に分析し、具体的な解決策が出せるように、消費者安全調査委員会のもとに専門家を集めた分析センターのような仕組みを作ることを盛り込んでください。 ②事故情報の収集の内、病院からの情報収集は限られた病院からの情報しか集まっていない現状があります。この収集範囲を拡大する必要がありますが、現場の負荷を考慮しながら対象病院の範囲を拡大すべきです。 ③収集した情報をどう分析し、再発防止に資するかが大きな課題です。分析する専門家集団の組織（専門家を集めた分析センター）が必要であり、その専門家集団の分析・提言を活かす道筋を整備する必要があります。
5.	I(1)②消費者事故の情報収集及び発生・拡大防止 カ. 高齢者向け住まいにおける安全の確保	17	今後の取組予定の厚生労働省の取組のうち、「高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討」とありますが、事故の報告制度を導入すべきです。事故情報が消費者安全調査委員会に集約され、再発防止策が講じられるようにすべきです。

6.	I (1)④食品の安全性の確保 ウ. 食品安全に関するリスク管理	28	食品衛生法改正に伴い、HACCP 導入が義務化されました。その進捗管理をするため、導入件数や導入率を KPI として把握して公表して下さい。
7.	I (1)④食品の安全性の確保 カ. 輸入食品の安全性の確保	31 ~ 32	①現行の 10%以下の検査率をこの機に高める必要があります。目標をもって、検査率の向上を図ってください。 ②TPP11、日欧経済連携協定、日米貿易協定が発効したことから、輸入量は増える傾向にあり、それに備えた検疫体制の強化が必要です。
8.	I (2) ①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ア. 特定商取引法等の執行強化等	38	①「販売預託商法」については、高齢者等を狙う大変悪質な事業者の対処も大変重要ですが、そのような悪質事業者を市場から排除するための見直しを行うことが必要です。検討していただくだけでなく、「検討会での議論の内容によっては法改正も行う」と施策に明記してください。 ②特商法の執行強化に当たっては、「関係機関との連携」を表記していますが、国民生活センターや都道府県等との連携、適格消費者団体との連携を具体的に明記すべきです。
9.	I (2) ①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ウ. 消費者契約法の見直しに向けた対応	41	①消費者契約法の改正では、消費者保護の視点で幅広いトラブルに対処できる包括的民事ルールになるよう、検討をしてください。 ②消費者契約法の執行強化のために、国民生活センターや都道府県等との連携、適格消費者団体との連携を具体的に明記すべきです。 ③「厳正な法執行」を念頭に取組を具体化すべきであり、消費者契約法の認知度を尺度にする KPI、目標は改めるべきです。
10.	I (2) ①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し エ. 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等	42	消費者安全法に基づく措置は、消費者に向けた注意喚起とともに、事業者に向けた「勧告等」をどう推進するかを記述すべきです。
11.	I (2) ②商品やサービスに応じた取引の適正化 キ. 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	52	現在、様々な決済方法があり、トラブルが発生しています。消費者保護の視点で制度や利用環境が整備されること、また制度見直しの際は、消費者への周知と情報提供を加筆してください。
12.	I (2) ②商品やサービスに応じた取引の適正化 ケ. 住宅宿泊事業法の適正な運用	54	今後、民泊の取り組みが進むことが考えられます。違法な物件の排除、契約上のトラブル防止、物件近隣住民とのトラブルが発生しないよう、整備を行い、適切な制度見直し等の対処ができるようにしてください。

13.	I (2)⑤食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ア. 食品表示制度の適切な運用等	73 ～ 75	2020年4月より完全施行される栄養成分表示やアレルギー表示、2022年度に施行される加工食品の原料原産地表示制度、2023年度に施行される遺伝子組換え食品表示制度、この度見直しが行われた食品添加物表示制度など、この間食品表示制度の見直しが行われています。消費者への普及啓発、理解促進、活用などを具体的にどのように進めるのか工程表に示してください。また、分かりやすい表示制度となっているのか、定期的に検証することも盛り込んでください。
14.	I (2)⑧公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 イ. 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保（電気）	97 ～ 99	2020年以後、毎年電気の経過措置料金規制の解除についての検討が進められます。経過措置料金規制が解除された後、解除以前に想定した競争環境の維持に問題が生じていないかなどの検証を行う工程を明記してください。また、解除がされた後の市場の監視について具体的に定めてください。
15.	I (4)①消費者団体訴訟制度の推進	119	地方消費者行政強化交付金による適格消費者団体の設立に向けた支援以外に、活動を継続するための支援を民間基金に頼るのではなく、国の施策として支援を検討してください。
16.	I (4)②製造物責任法の適切な運用確保に向けた環境整備に関する裁判例の収集・分析等	121	製造物責任法について、裁判例の収集・分析を行った上で、迅速な被害救済と製品の安全向上と事故の未然防止が課題に向けて、法改正も視野に入れた検討を取り組みに入れてください。
17.	II (2)①脱炭素社会づくりに向けた国民運動の推進	136 ～ 137	「令和2年度に地球温暖化対策計画、及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画を見直す予定である」との記載に合わせ、少なくとも令和2、3年度の取り組み内容を具体的に記載してください。
18.	II (2)②海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチックスマート」キャンペーン）の推進	138	海洋プラスチックごみ削減のためには、海洋にプラスチックごみが流出する前に適正処理することが、環境汚染防止、対策の効率化、実施コストの低減などの面から非常に有効です。プラスチックごみの発生抑制、ごみの適正回収、河川のプラスチックごみ対策についても同時に具体化してください。
19.	III (1)②「データ駆動社会におけるビッグデータ（パーソナルデータを含む。）の適切な管理と効果的な活用 ア. 情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進	159	電力データは契約者の行動の把握にもつながり得る大変センシティブな情報です。電力使用データの管理・活用について消費者への周知を行い、そのデータの活用の可否を消費者が判断できるような環境を整えてください。また、事業者の取り組みを国が何らかの監視あるいは調査、指示が行えるような仕組みづくりを検討・具体化してください。

20.	Ⅲ (3) 新型コロナウイルス感染症拡大・災害など緊急時対応	170	新型コロナウイルスとの共存関係が続くことが予測されています。感染予防や拡大防止に係る消費者の対応、不安等に関係する取引やトラブルだけでなく、衛生管理や食生活、雇用・労働、余暇、災害など生活全般にわたって、対応が求められます。今後の取組予定の項では、消費者庁だけでなく、各省庁の取組予定が記述されるよう情報を整理してください。
21.	Ⅳ (1) 消費者教育の推進 ① 消費者教育の推進・・・	173	今後の取組予定の(目標)「②指定都市及び中核市で消費者教育推進計画策定と消費者教育推進地域協議会の設置割合の向上をめざす」について、地方消費者行政強化作戦 2020 の「政令市及び中核市の対応済みの割合 50%以上」を追加すべきです。
22	Ⅳ (1) 消費者教育の推進 ① 消費者教育の推進・・・	173	今後の取組予定の KPI 「「⑦消費者教育コーディネーターの配置」について、地方消費者行政強化作戦 2020 では「全都道府県、政令市」なので、「全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村での配置増を目指す」とすべきです。
23.	Ⅳ (1) 消費者教育の推進 ③地域における消費者教育の推進	180	今後の取組予定の KPI 「③消費者教育コーディネーター育成状況」、(目標) の③「全ての都道府県に配置し、市区町村での配置増をめざす」について、地方消費者行政強化作戦 2020 では「全都道府県、政令市」なので、「全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村での配置増を目指す」とすべきです。
24.	V (1) ②消費者団体との連携及び支援等	187	今後の取組予定の中に「消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援」がありますが、地方消費者行政強化作戦 2020 の「消費生活協力員、消費生活協力団体を活用する市区町村の県内人口カバー率 50%以上」の記載がないので追加すべきです。
25.	V (2) ①消費者行政体制の更なる整備等	190	内閣府の取組では、消費者委員会の事務局体制の充実・強化を計画的に進める旨表記してください。
26.	V (3) ①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	195	消費生活相談員が不足している地域もある中、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備のために「消費生活相談員の処遇改善及び資質向上等の地方公共団体の取組に対する支援」は、具体的にどのように支援をすすめるのかが重要です。検証と共に地方公共団体が、取り組みができるような後押しをしてください。また、地方消費者行政強化交付金については地方公共団体の意見を聞き、より使い勝手のよい交付金の検討を進めてください。
27.	V (3) ②地域の見守りネットワークの構築	197	自治体によっては、高齢者や障がい者の見守りを行うネットワークが既にあり、被害防止に積極的に取り組みをすすめているところもあります。消費者安全確保地域協議会とそれ以外の見守りネットワークが、地域の中でどのように機能しているかを、消費者庁として把握をする取り組みを進めるべきです。

28.	V (3) ②地域の見守りネットワークの構築	197	今後の取組予定の中に「消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援」がありますが、地方消費者行政強化作戦 2020 の「消費生活協力員、消費生活協力団体を活用する市区町村の県内人口カバー率 50%以上」の記載がないので追加すべきです。
28.	V (3) ④都道府県における法執行強化	200	地方公共団体における法執行強化は、消費者被害防止のために大変重要です。消費者行政の担当職員は兼任者も多く、あらたな人員が必要ですが、地方消費者行政強化交付金の活用で人員配置ができるような後押しを進めてください。また、法執行強化のための職員研修の参加率向上や外部人材の活用など法執行強化の施策を具体化してください。
29.	V (3) ⑤消費者ホットラインの運用及び認知度の向上	201	今後の取組予定の（目標）では、若年者の「消費生活センターの認知度 90%」とありますが、地方消費者行政強化作戦 2020 の「75%以上」と整合させるべきです。
30.	I (2) 取引及び表示の適正化並びに… ⑥詐欺等の犯罪の未然防止、取り締まり ア	80	施策概要本文中の 2 行目 「・・・に基づき、あや金融商品等取引名目等」の文中の「あや」は誤字？でしょうか。